

令和8年度千葉県

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金

中小事業者等向けスマート省エネ技術導入促進事業補助金



ちばSDGs
ちーバくん

中小事業者等の脱炭素化に向けて
**設備導入費用・
省エネ診断費用
などの一部を
補助します！**



事業HP



上限額・補助率

業務用設備等脱炭素化促進事業

スマート省エネ技術導入促進事業

01 省エネ診断枠

1,000万円

補助率 1/2

02 簡易自己診断枠

500万円

補助率 1/4

03 EMS導入枠

1,000万円

補助率 1/3

※省エネ診断は不要

対象者

- 次の要件を満たす千葉県内で事業を実施する事業所を使用、または所有する中小事業者等※1(みなし大企業除く)(01、02)
- 次の要件を満たす千葉県内で事業活動を営んでいる中小事業者等※1(みなし大企業除く)(03)

CO2CO2

「CO2CO2スマート宣言事業所登録制度」に
登録(申請)していること

「省エネルギー診断」を受診、
「簡易自己診断」を実施していること
(EMS導入枠は不要)



※1「中小事業者等」には一定の条件を満たす医療法人、組合、特定非営利活動法人などが含まれます。詳しくは交付要綱をご確認ください。

※ 今年度から業務用設備等脱炭素化促進事業の補助対象者に事業所の所有者も加わりました。詳しくは募集要領をご確認ください。

対象事業

- 「省エネルギー診断」を受診または「簡易自己診断」を実施した結果に基づき、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資する設備を導入する事業であること(省エネ診断受診費のみの申請も可能です)(01、02)
- 本事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン以上の事業であること(01、02)
- 募集要領で定める要件を満たすEMSを導入する事業であること(03)
- 現に補助事業に着手していないこと(01、02、03)

例 LED照明40形2灯式×50台

受付期間

2026年5月15日(金)

10月7日(水)

12月11日(金)

2027年1月29日(金)

「省エネ診断枠」「簡易自己診断枠」交付申請の受付期間

「EMS導入枠」交付申請の受付期間

「省エネルギー診断受診費のみ」交付申請の受付期間

実績報告書受付期間(施工・支払い完了後速やかに提出)

予算がなくなり次第
受付終了となりますので、
お早めにお申込み
ください。

裏面をご覧ください！

対象事業

業務用設備等脱炭素化促進事業

対象事業	補助率上限	設備例
蓄電池の設置	省エネルギー診断受診の場合 補助対象経費の1/2 簡易自己診断実施の場合 補助対象経費の1/4	蓄電池(自社所有の再生エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備に限る)
省エネルギーの促進		LED照明器具、空調、変圧器、断熱・遮熱工事
未利用エネルギーの利用促進		工場排熱等利用設備
メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策		省エネ型自然冷媒機器(冷凍冷蔵庫等)
再生可能エネルギーの利用促進		太陽熱、風力、バイオマス、水力等再生可能エネルギー供給設備 ※太陽光発電設備を除く
その他	補助対象経費の1/2	省エネルギー診断により提案のあった その他設備で県が適当と認めるもの (ボイラー、給湯器、コンプレッサー、 工業炉、生産設備、給排水・排水処理設備など)
		県が指定した機関による 省エネルギー診断の受診費用

スマート省エネ技術導入促進事業

対象事業	補助率上限	設備例
エネルギー管理システムの設置	補助対象経費の1/3	EMS (エネルギーマネジメントシステム)

対象経費

設備費

設備費、必要不可欠な付属機器

工事費

労務費、設計費、材料費、消耗品費、雑材料費、直接仮設費、
試験調整費、立会検査費、機器搬入費、現場管理費 等

省エネルギー診断事業費

業務用設備等脱炭素化促進事業のみ

※既存設備の撤去費や処分費等は対象外です。

注意点

- 事業所単位ではなく、事業者単位の申し込みです。
(申請は一度きりです。)
- 次世代自動車(EV、PHV、FCV)等の車両等、
太陽光発電設備等は対象外です。
- リースによる利用も可能です。
(中小事業者等及びリース事業者の共同申請)

申請方法等の詳細は、

必ず千葉県HP及び募集要領を確認の上お申し込みください。

問い合わせ先

千葉県業務用設備等脱炭素化促進事業等補助金 事務局
(株式会社ちばぎん総合研究所・エヌエス環境株式会社)

TEL.050-3108-5921

✉chiba-hojo@ns-kankyo.co.jp

千葉県 脱炭素化 補助金



事業HPは
こちら

